

基地港湾の更なる効率的な利用に向けて検討すべき事項

■検討すべき事項(第2回検討会において提示)

・港湾間連携を促すための運用改善:

①施工の効率化に向けた複数基地港湾利用の促進

・基地港湾の利用機会を増やすための運用改善:

②貸付契約1者目の契約保証額の軽減、③基地港湾貸付料の平準化、④原状回復義務の緩和等、
⑤柔軟な貸付料支払方法の設定



【第2回検討委員会で頂いた主なコメント】

- ✓ 基地港湾は、2者以上の利用が前提として整備されているため、1社目負担を軽減すべき。
- ✓ 基地港湾貸付料については、整備費が算定根拠であり大小が生じるため、複数基地港湾の管理・運営やプール制などの単価を検討するべきではないか。
- ✓ 自治体が港湾を運営することが大前提となっているが、時代を取り巻く状況により制度を変えることも必要。社会のニーズを踏まえ、新しい視点で制度を検討していただきたい。

第2回検討委員会等で頂いたコメントも踏まえ、
基地港湾の更なる効率的な利用に向けて、①～⑤について検討を進めたい。

②貸付契約1者目の契約保証額の軽減

- 1者目の契約保証については、基地港湾整備費の100%が必要。
- 2者で基地港湾整備費を回収することを想定し、整備費の半額とする。

既存制度の貸付料算定の考え方

〈現制度の貸付料の算定方法〉

(1者目の契約時)

・貸付料(1者目) = 投資額 * 0.5 / 20年間

※ 2者目との契約締結が見込まれない場合や契約を解除する場合は100%に変更

(2者目契約後)

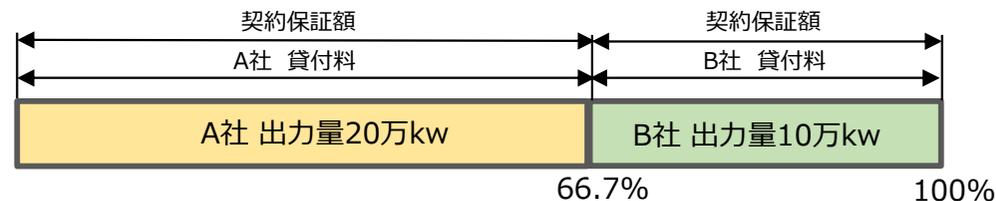
・貸付料(1者目) = (投資額 * 発電量按分 - 支払済額) / (20年間 - 既支払期間)

・貸付料(2者目) = 投資額 * 発電量按分 / 20年間

○ 1者目の契約時



○ 2者目の契約時に出力量に応じて按分

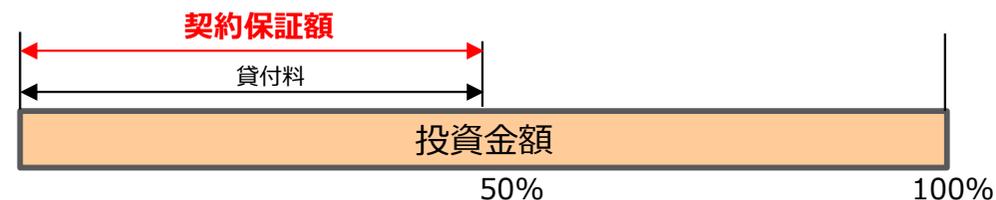


対応案

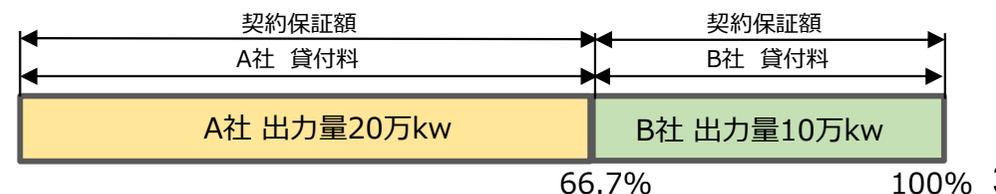
〈新たな料金徴収の考え方〉

- ・契約保証について、1者目は整備費の半額とし、投資回収計画の見直しを行う。
- ・2者目契約時は、現行制度と同様に、出力量に応じて按分する。

○ 1者目の契約時



○ 2者目の契約時に出力量に応じて按分 (現行制度のまま)



③ 基地港湾貸付料の平準化

- 貸付料の算定根拠が各港の整備費であるため、各港の貸付料（利用料）が異なり、貸付料が安価な港湾へ利用が集中する状況。
- 同一港湾管理者の基地港湾の投資額を加算し、基地港湾利用の平準化を行う。

対応案

事業者	発電容量	各基地港湾の貸付料（百万円）			備考
		従来通り		貸付料平準化後	
		基地港湾①	基地港湾②		
A海域【既契約】	150MW	315	—	315	既契約者は従来算定方法とする。
B海域	300MW	631	2,250	1,773	
C海域	500MW	—	3,750	2,955	
D海域	500MW	1,052	—	2,955	
計		2,000	6,000	8,000	

※基地港湾①、②が近隣基地港湾（同一港湾管理者等）の場合



- 同一港湾管理者の基地港湾利用の平準化後に、1者目が契約した場合、保証金・貸付料は投資額残額（投資額-既存契約貸付料）の50%とする。2者目契約後は、現行制度と同様に、発電量按分で貸付料を算定する。

④原状回復義務の緩和等

- 現行制度では、洋上風力発電の設置や撤去などにより、貸付物件の原状を変更する場合、原状回復が必要である。
- また、洋上風力事業のスケジュールの変動等により、後続事業者の港湾利用の不確実性が拡大。
- 基地港湾の柔軟な利用を促進する仕組みとして、原状回復義務の緩和や基地港湾に関する情報の見える化を進める。

課題

〈原状回復について〉

- ・洋上風力発電の設置や撤去などにより、貸付物件の改良を行った場合、賃貸借契約上の規則により、原状回復が必要である。

海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（抜粋）

（設置期間、撤去期間等終了時の原状回復）
 第 34 条 丙は、設置期間、撤去期間及び緊急工事等期間（以下「設置期間等」という。）の各満了の日までに、独占排他的な使用を終了するものとし、かつ、あらかじめ、甲及び乙の指示に従って原状回復を行い、甲及び乙の検査を受けておかなければならない。ただし、甲及び乙が原状回復を行うことを要しないと認めたときは、この限りでない。

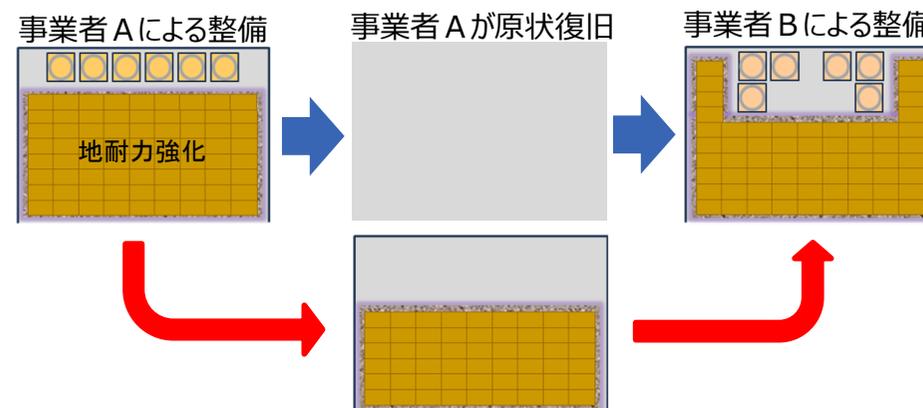
〈基地港湾に関する情報について〉

- ・洋上風力事業のスケジュールの変動等により、基地港湾利用スケジュール等が変動し、後続事業者の港湾利用の不確実性が拡大。

対応案

〈原状回復について〉

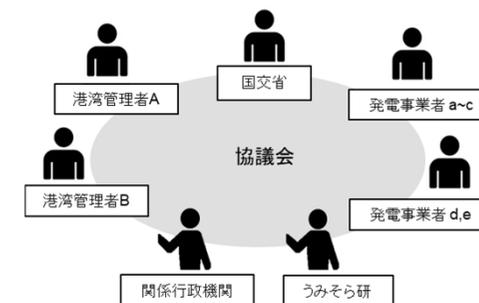
- ・原状回復を行うことを要しない事例（地耐力強化のための改良工事など）を整理し、原状回復義務の緩和を図る。



協議の上、原状回復の緩和が認められた場合

〈基地港湾に関する情報について〉

- ・基地港湾の改良工事等の現況情報、基地港湾の利用スケジュール等の情報共有を行う場を設けるなど港湾利用の確実性を確保する。



④原状回復義務の緩和の方向性

- 基地港湾の賃貸借契約に基づき、借受者は原状回復を行う義務がある。
- 一方、公益の増進に繋がる改良と判断される場合には、条件付で原状回復義務の緩和を図る。

〈原状回復について〉

・基地港湾の使用に伴う原状変更は、以下の3パターンが想定される。

① 港湾施設本体の変更を伴わない改良

(例：クレーン走行路養生、タワー架台、仮設事務所等)

② 港湾施設本体の変更を伴う改良

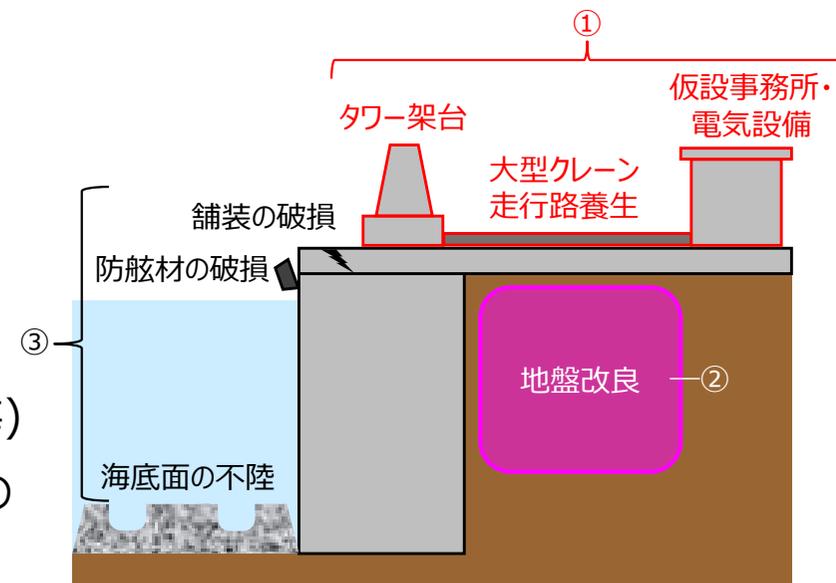
(例：地盤改良等)

③ 港湾施設の損耗・毀損

(例：舗装や防舷材の破損、水域施設における海底面の不陸等)

・①及び②については、基地港湾利用の円滑化に繋がる改良として、公益の増進に繋がる場合には、原状回復義務を緩和する可能性がある。

・③については、公共施設の価値の減損をもたらすものであり、原状回復義務を緩和することは出来ない。



基地港湾の使用に伴う原状変更のイメージ

〈原状回復緩和イメージ〉

① 港湾施設本体の変更を伴わない改良

- 原状回復が原則。
- ただし、後続事業者等との間で財産の引き継ぎ等が確認される場合等は、緩和の余地あり。

② 港湾施設本体の変更を伴う改良

- 原状回復の緩和。
- 事業者の工事着手前に協議を行い、原状回復を不要とすることが、公益性等の観点から適当と認められる場合は、原状回復を求めない。

④基地港湾の柔軟な利用を促進する仕組みの構築

- 今般、事業環境を整備するにあたり、事業者・業界団体の要望等を踏まえ、**事業者負担の軽減や施工の効率化等の観点から、基地港湾の柔軟な利用を促進する仕組みとして、基地港湾の情報の見える化を進めるため、2月27日に第1回「洋上風力発電に係る海上工事に関する連絡会」を開催し、関係者間で情報共有。**

目的・開催状況

- 再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業において、選定事業者をはじめとする関係者間で、基地港湾利用を含む海上工事の進捗状況や予定に関する情報を共有することで、事業進捗の円滑化や基地港湾整備の効率化を図ることを目的として、洋上風力発電に係る海上工事に関する連絡会を開催。
- 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、連絡会は非公開。
- なお、今後の公募における新規参入者に対する情報格差を解消するため、再エネ海域利用法に基づく事業者選定の公募に向けた情報提供を受けた者もオブザーバー参加を認め、オブザーバーの情報は構成員に対しても非開示とした上で、本年2月に第1回連絡会を実施済。

構成員

再エネ海域利用法に基づく選定事業者（うち海上工事が今後予定されている者）
つがるオフショアエナジー合同会社
合同会社八峰能代沖洋上風力
男鹿・潟上・秋田 Offshore Green Energy 合同会社
山形遊佐洋上風力合同会社
村上胎内洋上風力発電株式会社
みらいえのしま合同会社

上記以外の洋上風力発電事業者
五島フローティングウィンドファーム合同会社
合同会社グリーンパワー石狩
秋田洋上風力発電株式会社
ひびきウィンドエナジー株式会社
むつ小川原洋上風力開発株式会社
株式会社ウィンドパワーエナジー

基地港湾の港湾管理者
青森県
秋田県
山形県
茨城県
新潟県
北九州市

研究所
海上・港湾・航空技術研究所 港湾 空港技術研究所

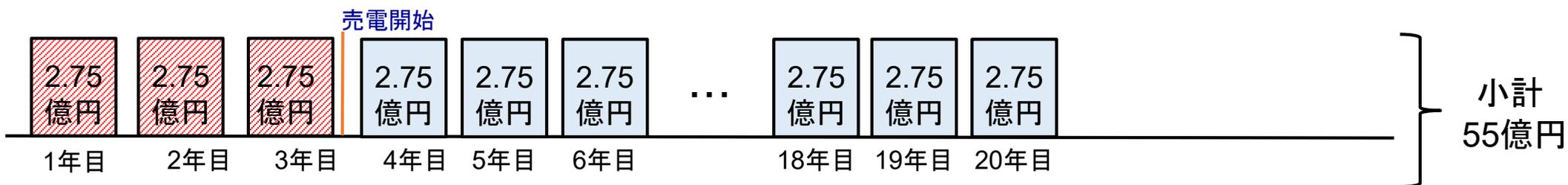
関係地方整備局
国土交通省東北地方整備局
国土交通省関東地方整備局
国土交通省北陸地方整備局
国土交通省九州地方整備局

事務局
経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 風力政策室
国土交通省港湾局海洋・環境課 海洋利用開発室

⑤柔軟な貸付料支払方法の設定

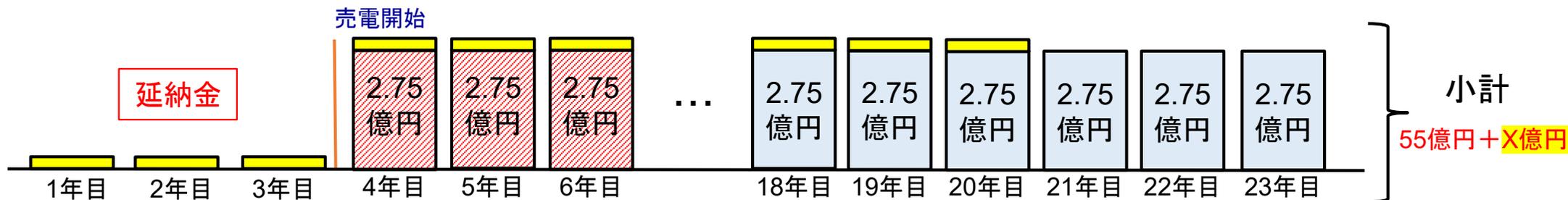
- 現行の賃貸借契約における貸付料の考え方については、貸付総額を20年間の均等払いとする制度となっており、契約締結後は発電事業の開始の有無に関わらず、毎年度貸付料を支払わなければならない。
- 基地港湾貸付料の支払いの抑制期間を導入し、支払抑制年数に応じた延納金などを徴収する。

既存制度の貸付料支払いの考え方

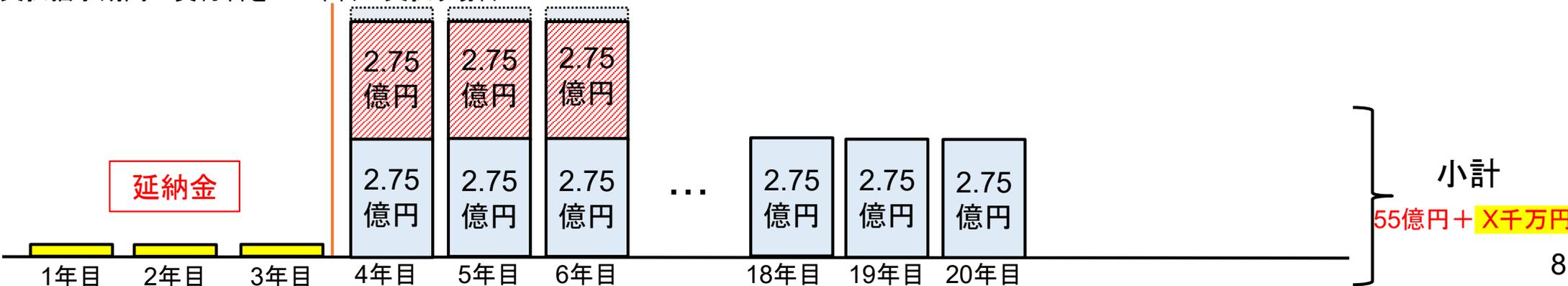


対応案

①貸付料を運転開始後に繰延する場合



②支払猶予期間の貸付料を4~6年目に支払う場合



【第2回検討委員会で頂いた主なコメント】

- ✓ 基地港湾貸付料については、整備費が算定根拠であり大小が生じるため、複数基地港湾の管理・運営やプール制などの単価を検討するべきではないか。
- ✓ 自治体が港湾を運営することが大前提となっているが、時代を取り巻く状況により制度を変えることも必要。社会のニーズを踏まえ、新しい視点で制度を検討していただきたい。

【事業者団体等から頂いた主なコメント】

- ✓ 案件の大型化等への対応として、複数港湾の活用も重要だが、産業集積やコスト低減等の観点から、複数案件を1つの港湾で対応できるような制度等も検討頂きたい。
- ✓ 検討会における議論も踏まえ、効率的な港湾利用を促進して頂きたい。
- ✓ 国、各港湾管理者が同じ目線で管理できるような体制を構築頂きたい。(国/自治体間の調整のワンストップ化等)



第2回検討委員会等で頂いたコメントも踏まえ、
中長期的な課題として、下記について検討を進めて行きたい。

- ・案件の大型化等に対応する港湾施設の確保方策に関する検討が必要ではないか。
- ・国・港湾管理者間や港湾間の利用調整等の更なる効率化に向けた検討が必要ではないか。